北斗市明るい選挙推進協議会規約

(名 称)

第1条 この協議会は、北斗市明るい選挙推進協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(目的及び事業)

- 第2条 協議会は、明るい選挙の推進を円滑かつ効果的に推進するとともに、選挙の重要 性を周知し、市民の積極的な政治参加を図ることを目的とする。
- 2 協議会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 明るい選挙推進の啓発宣伝及び調査研究に関すること。
- (2)明るい選挙推進指導者の養成に関すること。
- (3)その他協議会の目的達成に関して必要なこと。

(役員)

- 第3条 協議会に、会長、副会長1名、理事幹事若干名及び監事2名を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 理事及び監事は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し会務を総括する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。
- 6 監事は、会長と合議の上、事業の推進にあたる。

(役員の任期)

- 第4条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行う。

(会 議)

- 第5条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、必要に応じて会長が招集する。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。

(財務)

- 第6条 本会の経費は、補助金、その他の収入をもってあてる。
- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に 諮ってこれを定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年 7月18日から施行する。
- 2 協議会の設立の日において、選任された役員の任期は、平成22年3月31日までとする。